

# 埼玉県母子・父子福祉センター法律相談等事業実施要綱

## 第1 目的

母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭支援事業を効果的に実施するため、県は、以下の事業を事業の実績とノウハウをもつ（公財）埼玉県母子寡婦福祉連合会（以下「受託者」）に委託して実施する。

- 1 法律相談
- 2 就業支援講習
- 3 技能講習

## 第2 対象者及び費用

### 1 対象者

母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父（以下「ひとり親家庭」）及び離婚によりこれらになることが見込まれる者

### 2 費用

対象者は、無料でこれらの事業を利用できる。ただし、技能講習については、受託者は参加者からテキスト代等の実費を徴収することができるものとする。

## 第3 事業の内容等

### 1 法律相談

ひとり親家庭に関する離婚、相続、養育費等の法律的諸問題の相談に専門的な立場から応じ、必要な助言指導を行うため、弁護士による相談を実施する。

実施回数 年24回以上（休日12回以上を含む）

### 2 就業支援講習

ひとり親家庭の求職・就職活動を支援するため、仕事探しをするに当たっての基礎知識、再就職の基礎知識等に関する講習会を開催する。

実施回数 年2回

### 3 技能講習

就業に当たっての能力開発のため、ひとり親家庭が基本的なパソコン技能を習得するための講習会を開催する。

実施回数 年6回

## 第4 受託者の責務

受託者は、法律相談事業等を実施するに当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。受託者でなくなった以後も同様とする。

## 第5 実施に関する協議

この要領に定めるもののほか、実施に関しての細目その他必要な事項については、県と受託者が協議して定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。